

要領別紙2

みんなで支える里山整備事業

第1 防災・減災のための森林整備

1 趣旨

長野県森林づくり県民税を活用して間伐を面的に推進することにより、集落周辺の里山等の森林の有する多面的機能の回復・維持・増進を図り、森林環境の保全に資するものとする。

2 事業内容等

(1) 別表1のとおりとする。

(2) (1)の補助を受けようとする者は、要領別紙1の第2の(4)により、事前計画書（要領別紙1一様式第2号）を作成し、局長に提出するものとする。なお、要領第2の1に基づき提出される信州の森林づくり事業予定調書（以下「予定調書」という。）に記載されているものについては、予定調書の提出をもって、事前計画書の提出があったものと見なすことができる。

3 事業実施基準

実施に当たっては、別表1に定めるほか、次の基準によるものとする。

(1) 対象森林

過去にみんなで支える里山整備事業による森林整備を実施していない、次のいずれかに該当する民有林（県及び市町村有林を除く。なお、市町村が森林経営管理制度により自ら管理する森林は対象とする。）とする。ただし、財産区有林は私有林と一体的に実施する場合に限る。

ア 里山整備方針作成について（平成30年5月16日30森政第104号林務部長通知）に基づき、市町村長が作成する里山整備方針（以下、「里山整備方針」という。）に基づく森林

イ 里山整備方針が作成前である場合は、里山整備方針に取り込むことが明らかな森林

(2) 事業規模

1 施行地の面積が0.1ha以上。

なお、1施行地とは、原則として接続する区域とする。

(3) 補助事業の間隔

ア 過去5年以内に同一施行地において国庫補助事業による除伐、保育間伐、間伐又は更新伐を実施していない場合補助対象とする。

(4) 里山整備協定

次により森林整備に関する協定を締結していること。

ただし、森林整備の実施区域外で行う作業路については、この限りでない。

ア 協定締結者

地域振興局長（以下「局長」という。）、事業主体及び森林所有者等の3者とする。

イ 協定の期間

協定に基づき里山整備事業を実施した翌年度から起算して10年間とする。

ウ 協定の内容

協定は以下の内容を満たすものとする。

(ア) 森林所有者は当該事業を実施した翌年度から起算して10年間は、当該事業の施行地を森林以外へ転用する行為又は施行地上の立木竹の全面伐採を行わないこと。

- (イ) 森林所有者は協定締結後、善良な管理の注意義務をもって森林の管理に努めること。
- (ロ) 森林所有者は森林整備が円滑に行われるように協力すること。
- (エ) 森林所有者は里山整備事業を実施した森林の売り渡し若しくは譲渡又は賃借権、地上権等の設定を行う時は、あらかじめ協議を行ない本協定の遵守に必要な手続きを行うこと。
- (オ) 事業主体は、法令の定めるところに従って適正かつ効果的に里山整備事業を履行すること。

エ 協定の締結

森林所有者及び事業主体は、市町村を經由し局長と協定を締結する。

オ その他

平成29年度以前に締結した協定により当該事業を着手したものについては、協定の期間及び内容をイ及びロに準ずるものに変更済み又は変更することが明らかなものに限り対象とする。

- (5) 別表1の施業番号7の更新伐を実施する場合は、次により行うものとする。

ア アカマツの伐採作業に支障がある場合を除き、胸高直径12cm以上の広葉樹は原則伐採しない。

イ 更新伐の実施後は更新完了の現地調査を行い、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新完了が認められない場合は、速やかに植栽を行うこととする。

- (6) 別表1の施業番号10の付帯事業を実施する場合は次により事前協議を行うものとする。

ただし、鳥獣害防止施設及びつる切りを除く。

ア 付帯事業について補助を受けようとする事業主体は、あらかじめ付帯事業計画書（要領別紙2-様式第1号）を作成し、要領別紙2-様式第2号により局長に提出する。

イ 局長は、前号により提出のあった付帯事業計画書の内容を確認し、適当と認めるときは、要領別紙2-様式第3号により承認するとともに、要領別紙2-様式第4号により林務部長（以下「部長」という。）に報告する。

ウ 協議終了後に事業内容を変更しようとする場合は、ア及びイの規定を準用するものとする。

4 補助金額の計算

補助金額を算出するための計算式及び端数処理は、次によるものとする。

- (1) 標準単価が適用できる事業

標準単価×（1＋間接費率）×事業量＝標準経費（千円未満切捨。）

標準経費×補助率＝補助金額（百円未満切捨。以下同じ。）

- (2) 実行経費による事業

実行経費（千円未満切捨。）×補助率＝補助金額

- (3) 市町村が請負に付して実行した事業

市町村が請負に付して実行した事業は、(1)により算出した標準経費と実行経費（千円未満切捨。）とのいずれか低い額に補助率を乗じてもとめるものとする。

5 補助金交付申請

- (1) 交付申請書

事業主体は、原則として事業終了後速やかに局長に次により補助金交付の申請を行うものとする。

ア 事業主体は、補助対象者としての権限の有無を確認のうえ申請するものとする。

イ 補助金交付申請は、要綱第4第1項に規定する補助金交付申請書（要領別紙2－様式第5号）に別表2で示すもののうち提出書類を添付して行うものとする。また、別表2で示すもののうち調査時提示書類は調査時に提示するものとする。なお、県が作成した信州の森林づくり事業補助金交付事務システム（以下「造林システム」という。）による場合は、造林システムより出力される様式をもって、以下の該当様式に替えることができる。

(2) 交付申請の単位

本事業に係る補助金の交付申請は、個々の施行地を最低単位として行うことができる。

ただし、一体的に実施すべき事業であって同一の事業主体が同時期に実施するものについては、これらを(4)に規定する提出期限ごとに一括して交付申請を行うものとする。

(3) 交付申請関係書類

ア 実測図

別表2に規定する実測図は、次のとおり作成する。また、原則として実測図のシェープファイル又は測量野帳のエクセルファイルを併せて提出するものとする。なお、測点の平面直角座標系に基づく座標を含むファイルとする。

(7) 実測図は、事業の種類ごとに作成する。

(i) 測量

- a 面積の把握は実測を原則とし、測量に用いる機械はポケットコンパス又はそれ以上の精度を有するものとし、起点(BP)を簡易な方法で現地に表示するものとする。起点及び、主要な測点については、杭を設置すると共に、他測点についても簡易な方法で現地表示するものとする。ただし、それ以上の精度を有すると認められる既存の図面が利用できるときは、測量を省略できることとし、実測図にその根拠を明示するものとする。
- b 測量精度は、閉合トラバース測量における閉合比が100分の1以内とする。
- c 実測野帳は、所定の様式又はこれに準じたものを使用すること。
- d 補助対象区域は、当該作業において一体として取扱う樹木を包括する森林の区域とする。
- e 事業施行地内の道路敷（既設森林作業道（間伐と同時期に一体的に開設したものは除く。）を含む。）、岩石地、崩壊地等の植栽不可能地や不良造林地等で1カ所の面積が0.01ha以上のものは、除地として除外すること。

(ii) 作図等

- a 縮尺は、1施行地1ha未満の事業地にあつては1,000分の1、1ha以上の事業地にあつては3,000分の1を標準とする。
- b 面積の算出はプランニメーター（3回測定）又は三斜法若しくはこれ以上の精度を有する方法により算出するものとし、計算経過を実測図余白に記載又は添付すること。補助金の算出には小数点第3位以下を切り捨てた面積を用いる。
- c 前項(i)のeの除地については、施行地（施行地と6の(3)に規定する査定単位が異なる場合は、査定単位とする。）ごとに、集計した面積の小数点第3位以下を切上げて、事業施行地全体の面積から控除する。

イ 施業地の施行管理について

(7) 保育間伐、間伐の実施にあたっては、1箇所あたり100㎡以上の管理プロットを設置

し、次のとおり、施業地の施行管理を行うこととし、補助金の申請に係る伐採率は管理プロットの結果をもって行う。

- a 管理プロットの設置は5haに1箇所以上の頻度で施行地の標準的な箇所に設置することとする。
- b 複数の林況がある場合は林況毎に偏りが無く設置することとする。
- (イ) 森林作業道及び作業路は測点毎に横断勾配を測定するものとし、地山勾配を実測野帳に記載する。ただし前後の測点と同勾配であれば省略できるものとする。

- (ウ) 別に定める森林作業道作設指針及び長野県森林作業道作設マニュアルに適合する開設又は改良が実施されているかを森林作業道作設に係るチェックリストにより確認を行う。

ウ 施行写真

事業主体は、施行地ごとに別表2で示す写真を下記に基づき撮影するものとする。

- (ア) 写真については次のa～bの表示を行った黒板等を併せて撮影するものとする。
 - a 森林所在地（市町村名、林班番号、団地名）
 - b 作業種（保育間伐、間伐、作業路等）
 - c 数量（ha、m）（着手前であって数量が未確定な場合は省略できる。）
 - d 撮影日
 - e 撮影段階（施行前、施業中、完了、測量状況）
- (イ) 施行地又は査定単位に複数の林況がある場合は林況毎に偏り無く撮影するものとする。施行写真の撮影に当たってはGPS機能付きカメラで撮影を行う又はGPSデータロガーにより位置情報を付加する等により、原則位置情報を持った写真データを整備・保存することとする。

(4) 申請書の提出期限

要綱第4の3項に規定する申請書の提出期限は次のとおりとする。

- ア 第1回目 4月20日
- イ 第2回目 6月20日
- ウ 第3回目 8月20日
- エ 第4回目 10月20日
- オ 第5回目 12月20日

(5) 申請期限の延長

- ア 事業主体は次の(ア)又は(イ)に該当する場合において、12月20日までに第5回目の提出期限の延長を局長に協議(要領別紙1-様式第13号)できるものとする。なお、延長期間は必要最小限とし、最大延長期間は1月31日までとする。
- イ 局長は前項に基づき申請期限の延長協議があった場合は、内容を確認し、以下のすべてに該当する場合は申請期限の延長に同意(要領別紙1-様式第14号)するものとする。
 - (ア) 2月20日までに年度内執行額を部長に報告が可能な場合。
 - (イ) やむを得ないと認める場合。

6 補助金の交付

(1) 事業実行総括表の作成

局長は、事業主体等から提出された申請書等に基づいて、みんなで支える里山整備事業実行総括表を取りまとめ、事業量を把握する。

(2) 事業調査

局長は、みんなで支える里山整備事業補助金交付申請書の提出があったものについては、別に定める信州の森林づくり事業調査要領（以下「調査要領」という。）により速やかに事業調査を行い、結果を別に定める調査調書に取りまとめるものとする。

(3) 補助金の査定

別表 1 の施業番号 5 に係る補助金額は、同一の申請単位に係る別表 2 に定める伐採木の搬出材積集計表において搬出材積を区分したまとまり（以下「査定単位」という。）ごとに、当該査定単位に含まれる施行地の伐採木の搬出材積の合計を当該施行地の面積の合計で除した値に応じた標準単価を適用して求めるものとする。査定単位の設定に当たっては、事業主体から申請のあった施行地の区分を基本として取り扱うものとする。

ただし、市町村が請負に付して実行した事業の査定単位については、4 の(3)により算定するものとする。

また、査定単位の一部に、次ぎに挙げる施行地が含まれる場合にあっては、当該間伐の査定単位とその他の間伐の査定単位に分け、それぞれ算定するものとする。

ア 伐採方法が異なる間伐

イ 路網や作業ポイントが異なる間伐

(4) 調査調書兼復命書の作成

局長は、事業調査の結果適当と認めた箇所については、調査要領に規定する調査調書兼復命書（以下「復命書」という。）を作成する。

(5) 補助金の算出

局長は、復命書に基づき補助金を算出し、森林整備補助金交付明細書（要領別紙 1 一様式第 16 号）を作成するものとする。

(6) 補助金の交付及び確定

ア 局長は、前(4)に基づき、申請者に対して規則第 6 条に規定する交付決定及び第 13 条に規定する確定を通知（要領別紙 2 一様式第 10 号）するものとする。この場合、あわせて次のことを指導するものとする。

(イ) 補助金の内訳は、森林整備補助金交付明細書のとおりであること。

(ロ) 規則、要綱及び本要領の規定に従わなければならないこと。

(ハ) 施行地の適正な保護管理のため、森林保険への加入に努めること。

(ニ) その他局長が必要と認めること。

イ 局長は、前号により補助金を確定したときは、別に定める執行管理表に確定事項を入力する。

(7) 市町村等への通知

ア 局長は、(6)に基づき補助金の交付及び確定をしたときは、結果を市町村長に通知（要領別紙 2 一様式第 11 号）するものとする。

イ 森林整備協定造林として補助金の交付及び確定をしたときは、森林整備協定を締結している地方公共団体に結果を通知（要領別紙 1 一様式第 12 号）するものとする。

7 補助金の請求

事業主体等は、6 の（6）の確定通知に基づき、補助金の請求をしようとするときは、補助金交付請求書（要領別紙 2 一様式第 13 号）を局長に提出するものとする。

第 2 開かれた里山の整備事業

1 趣旨

第 3 期森林税の取組を通じ、長野県ふるさとの森林づくり条例による里山整備利用地域の認定が県内各地において進み、地域住民等の協働による活動が活発に行われるようになった。

これらの活動が今後更に自立的・持続的なものとして定着するよう、必要な体制整備を後押しするとともに、より多くの県民が里山の森林に親しむことができるよう「開かれた里山」の整備を推進するものとする。

2 事業内容等

(1) 実施内容等

「開かれた里山の整備・利用計画」に基づいて行われる別表 3 に掲げる事業とする。但し、令和 4 年度までに実施したみんなで支える里山整備事業（県民協働による里山整備）で植栽した箇所では 2 齢級（複層林は 5 齢級）以下の林分で行う下刈り及び鳥獣害防止施設等整備については「開かれた里山の整備・利用計画」は不要とする。

(2) 次に挙げる事業は補助対象としない。

ア 同一年度に県又は国の支出する支出金及び補助金等の交付を受けた事業

イ 分担金又は負担金としての市町村支出事業

ウ 宗教的活動に関する事業

エ 政治的活動に関する事業

オ 公序良俗に反する事業

カ 特定の企業、団体及び個人の利益を追求するための事業

キ 県又は国の支出する支出金及び補助金等の交付を受けた施行地の維持管理にあたる事業

(3) (1)の補助を受けようとする者は、要領別紙 1 の第 2 の(4)により、事前計画書（要領別紙 1 一様式第 2 号）を作成し、局長に提出するものとする。なお、要領第 2 の 1 に基づき提出される信州の森林づくり事業予定調書（以下「予定調書」という。）に記載されているものについては、予定調書の提出をもって、事前計画書の提出があったものと見なすことができる。

3 実施基準等

実施にあたっては、別表 3 に定めるほか、次の基準によるものとする。

(1) 対象森林

長野県ふるさとの森林づくり条例（平成 16 年 10 月 14 日付け条例第 40 号。以下、「条例」という。）第 26 条 1 項に規定する里山整備利用地域内の民有林（県及び市町村有林を除く。）とする。

(2) 事業規模

1 施行地の面積が 0.1ha 以上とする。ただし、花木等の植栽及び竹林整備については 0.01ha 以上とする。

なお、1 施行地とは、原則として接続する区域とする。

(3) 事業主体

里山整備利用推進協議会（長野県ふるさとの森林づくり条例第 26 条 2 項に規定するものという。）又は里山整備利用推進協議会の構成員とする。

(4) 補助事業の間隔

ア 別表 3 の施業番号 6 については、過去 5 年以内に同一施行地において除伐、保育間伐、

間伐、更新伐又は修景林間整備を実施していない場合補助対象とする。

イ 別表3の施業番号1、3、4、5、7、及び9については、過去に同一施行地においてみんなで支える里山整備事業による同一施業を実施していない場合補助対象とする。

(5) 里山利用協定

事業を実施する場合は、長野県ふるさとの森林づくり条例第27条に規定する里山利用協定を締結していることとする。

(6) 単価協議

ア 事業主体は、標準単価の定めのない事業を実施する場合は、あらかじめ単価協議計算表(要領別紙2-様式第15号)又は見積書を添付して、局長に協議(要領別紙2-様式第14号)する。

(7) 直営により実施する場合

- a 林業事業体等における雇用労務による実施に当たっては、労務費の算出は、合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業実施要領(平成28年1月20日付け27林整計第237号林野庁長官通知)別添「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」に基づくものに限る。
- b 地域組織主体の出役等による活動に係る人件費については、林務部が定める事業実施年度に該当する「林業土木事業設計単価表」を上限として算出した経費を計上できる。

(i) 請負に付して実施する場合

a 設計によるもの

森林整備保全事業設計積算要領、森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について、森林環境保全事業標準歩掛等に準じて積算する。

b 見積りによるもの

2者以上から徴した見積結果のうち、最も低い額により実施する。

イ 局長は、前号により協議のあった内容を確認し、適当と認めるときは同意する。

ウ 協議終了後に事業内容を変更しようとする場合は、ア及びイの規定を準用するものとする。

4 補助金額の計算

(1) 補助金の算出

補助金額を計算するための計算式及び端数処理は、次により行うものとする。

補助対象事業費(千円未満切捨て)×補助率=補助金額(百円未満切捨て。)

(2) 補助対象事業費の算出

事業費は以下の何れかの方法により算出するものとする。

なお、他の事業により補助の交付を受けた経費は、事業費から控除しなければならない。

ア 標準単価(部長が別に定めるもののほか、3の(6)の規定に基づく協議によるものを含む。)が適用できる事業に係る補助金額は、次の計算式によるものとする。なお、実施率を用いる施業については、実施率を補助対象事業費の算出に乗じて補助対象事業費を求めること。

標準単価×事業量×(1+間接比率)=補助対象事業費

イ 市町村が請負に付して実行した事業(森林作業道整備のうち4により補助金額の算出を行うものを除く。)に係る補助金額は、アにより算出した補助対象事業費と実行経費(千円未満切捨て。)とのいずれか低い額に補助率を乗じてもとめるものとする。

5 補助金交付申請

(1) 交付申請書

事業主体は、原則として事業終了後速やかに局長に次により補助金交付の申請を行うものとする。

ア 事業主体は、補助対象者としての権限の有無を確認のうえ申請する。

イ 補助金交付申請は、要綱第4第1項に規定する補助金交付申請書（要領別紙2－様式第5号）に別表4で示すもののうち提出書類を添付して行うものとする。また、別表4で示すもののうち調査時提示書類は調査時に提示するものとする。

(2) 交付申請の単位

本事業に係る補助金の交付申請は、個々の施行地を最低単位として行うことができる。

(3) 申請書の提出期限

要綱第4の3項に規定する申請書の提出期限は次のとおりとする。

ア 第1回目 4月20日

イ 第2回目 6月20日

ウ 第3回目 8月20日

エ 第4回目 10月20日

オ 第5回目 12月20日

(4) 申請期限の延長

ア 事業主体は次の(ア)又は(イ)に該当する場合において、12月20日までに第5回目の提出期限の延長を局長に協議(要領別紙1－様式第13号)できるものとする。なお、延長期間は必要最小限とし、最大延長期間は1月31日までとする。

イ 局長は前項に基づき申請期限の延長協議があった場合は、内容を確認し、以下のすべてに該当する場合は申請期限の延長に同意(要領別紙1－様式第14号)するものとする。

(ア) 2月20日までに年度内執行額を部長に報告が可能な場合。

(イ) やむを得ないと認める場合。

6 補助金の交付

(1) 事業実行総括表の作成

局長は、事業主体等から提出された申請書等に基づいて、みんなで支える里山整備事業実行総括表を取りまとめ、事業量を把握する。

(2) 事業調査

局長は、みんなで支える里山整備事業補助金交付申請書の提出があったものについては、別に定める信州の森林づくり事業調査要領（以下「調査要領」という。）により速やかに事業調査を行い、結果を別に定める調査調書に取りまとめるものとする。

(3) 補助金の査定

別表3の施業番号6のうち搬出間伐に係る補助金額は、同一の申請単位に係る別表4に定める伐採木の搬出材積集計表において搬出材積を区分したまとまり（以下「査定単位」という。）ごとに、当該査定単位に含まれる施行地の伐採木の搬出材積の合計を当該施行地の面

積の合計で除した値に応じた標準単価を適用して求めるものとする。査定単位の設定に当たっては、事業主体から申請のあった施行地の区分を基本として取り扱うものとする。

(4) 調査調書兼復命書の作成

局長は、事業調査の結果適当と認めた箇所については、調査要領に規定する調査調書兼復命書（以下「復命書」という。）を作成する。

(5) 補助金の算出

局長は、復命書に基づき補助金を算出し、森林整備補助金交付明細書（要領別紙1－様式第16号）を作成するものとする。

(6) 補助金の交付及び確定

ア 局長は、前(4)に基づき、申請者に対して規則第6条に規定する交付決定及び第13条に規定する確定を通知（要領別紙2－様式第10号）するものとする。この場合、あわせて次のことを指導するものとする。

(イ) 補助金の内訳は、森林整備補助金交付明細書のとおりであること。

(ロ) 規則、要綱及び本要領の規定に従わなければならないこと。

(ハ) 施行地の適正な保護管理のため、森林保険への加入に努めること。

(ニ) その他局長が必要と認めること。

イ 局長は、前号により補助金を確定したときは、別に定める執行管理表に確定事項を入力する。

(7) 市町村等への通知

ア 局長は、(6)に基づき補助金の交付及び確定をしたときは、結果を市町村長に通知（要領別紙2－様式第11号）するものとする。

イ 森林整備協定造林として補助金の交付及び確定をしたときは、森林整備協定を締結している地方公共団体に結果を通知（要領別紙2－様式第12号）するものとする。

7 補助金の請求

要綱第6に規定する補助金交付の請求（概算払を含む。）は、補助金交付請求書（要領別紙2－様式第13号）により行うものとし、補助金交付の請求額は、補助金の確定額とする。